

11月1日、第5回(最終)病院経営委員会の答申案出る 「地方独立行政法人がもっとも柔軟な経営形態」とする案を発表。 私たちは11月17日、反撃の一步をはじめ。

都立病院経営委員会の答申案が11月1日出た。委員会の結論は都立病院には「制度的には地方独立行政法人(非公務員型)がもっとも柔軟な経営形態」とした。案として発表し、次回の会議を開くメドもないので、11月中旬には案をとって、最終答申とする見込みである。外部委員の会議とはいいながら、実質3回の「議論」で都立病院のなにが明らかにされた、というのだろうか。地方公営企業法の一部適用(現行)と全部適用、指定管理者制度、そして地方独立行政法人の各経営形態の比較検討をしたといいながら、実際には第4回会議で事務局(病院経営本部)から資料として出されたものを、そのまま本文に引用してある。日大のえらい先生を座長にしたわりには、分析の鋭さとか格調がない。坦々と事務的に書かれている。答申の随所に「総務局が都行財政改革実行プログラムで指摘したから、原局もなにか言わなくてはならない」という雰囲気漂っている。答申は経営本部による「自作自演」の故である。

問題は、答申に対して病院経営本部がどのような対応方針—「第2次都立病院改革実行プログラム」を打ち出すか、である。「答申案」は「将来にわたり、『行政的医療』を安定的かつ継続的に提供することを前提条件とし…」と強調する。(16頁)その前のところで「無駄のない効率的な経営を行なう」という文章もあるが、「前提条件」ということばは強くひびく。「答申案」で地方独法(非公務員型)のデメリットとしてあげたのは、公務員の身分喪失と、争議権の行使など労働組合法が適用されることである。「答申案」は争議権の行使で利用者に(迷惑をかける)可能性しかあげていない。しかし、当局にとって真に困難なのは、都立病院の独法移行にあたって、就業規則はもちろん、重要な勤務条件について支部・分会と協議し、新団体と新たな民間組合との間では、文書による協約を結び、求められれば理事長団交(労働組合法に基づき、のがれられない)で解決しなければならない。国立病院が独立行政法人になったとたんに、ナースや医師のサービス残業について、労働基準監督署の指導監督がきびしくなり、不払いの「是正勧告」も出されたこと—信州大や京大など記憶に新しい。当局がその困難をあえてすすむなら、こちらもそれでいい。ナースの超勤問題で労基署申告の分会代理人をつとめてもらった三多摩法律事務所の平(たいら)和基弁護士は東京自治労連の顧問弁護士であり、分会は地方独法化の過程でおこりうるすべての法的側面についてアドバイスを受けるべく連絡をとり始めている。

経営本部と総務局・財務局は1周回遅れの「官から民へ」に励んでいる。しかし時代の潮目は明瞭に変わり始めた。

**「都立府中病院と関連施設(府中キャンパス)を
都立直営で充実させる会」(仮称)の結成集会**

とき: 11月17日(土)午後6時

ところ: 国分寺労政会館(JR国分寺駅南口すぐ)

障害者自立支援法の見直し、後期高齢者医療制度の凍結(与党でさえ)など小泉構造「改革」の破綻が現実政治に反映してきた。いま、「公」が本来の役割を果たす原点回帰こそ国民にもとめられている。ここに私たちの反撃可能性がある。都立を守り抜くために、私たちに残された時間はまだ

数年ある、と思う。11月17日の「キャンパス守る会」の結成の意義もそこにある。会の結成は準備をはじめてから1ヶ月に満たないにもかかわらず府中、国分寺、国立の福祉医療関係団体の役員が呼びかけている。この会は府中・神経の都立病院だけでなく、医療を伴う障害児(者)施設や看護学校など多様なキャンパスを丸ごと守り、充実させるところに、他の都立病院の「守る会」との際立つ違いがある。多様な利用者のネットワークで、今後ますます広く結集できる大きな可能性を秘めている。10年前に府中キャンパスの院長・所長たちが、一体性と連携を声高に主張した時期もあった。いま院長たちは「自分の職場」を守ることに汲々としているようにみえる。私たち府中キャンパスの労働組合はいま、院長達が事実上投げ捨てたその旗を拾い上げ、ほこりを払って、市民に対して高く掲げ、たたかいをすすめるものである。

We want Bread but Roses too.

生きるための糧(かて)、そして人間らしく働くための「尊厳」「夢」

ska@mte.biglobe.ne.jp